

長与町内の事業所用

# **事業系ごみ分別及び適正処理の手引き**

平成 30 年 4 月

**長与町 住民環境課**

## 《 目 次 》

はじめに	P 1
1. 事業系ごみとは	P 2
2. 事業系ごみの処理責任	P 3
3. 長与町のごみ処理の現状	P 4
4. 適正処理	P 5
5. 受入基準	P 7
6. 事業系一般廃棄物の処理方法	P 8
7. ごみ減量化の方法	P 11
8. 産業廃棄物の種類	P 12
9. 一般廃棄物収集運搬許可業者	P 14
10. 事業系ごみに関するQ&A	P 16
11. 事業系一般廃棄物の搬入場所及び連絡先	P 17
12. 事業系一般廃棄物の処理に関する問い合わせ先	P 17
☆事業系廃棄物の分別及び処理委託確認表	別紙

## はじめに

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の拡大は、わたしたちの生活に物質的な豊かさや便利さをもたらしてきました。しかしその結果、廃棄物の多様化に伴う処理の困難化や不適正な処理による環境負荷の増大、さらには地球温暖化を始めとする地球規模の環境問題が生じています。

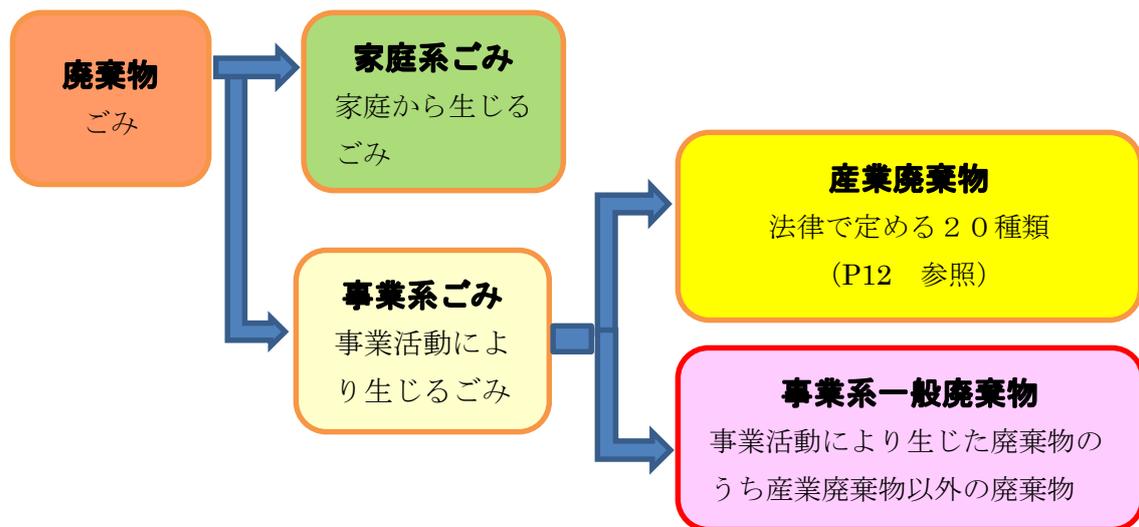
これらの問題を解決するためには、事業者、町民、行政がそれぞれの役割を認識するとともに、連携・協力することで、これまでの社会経済のあり方やライフスタイルを見直した上で、何よりもまず資源を有効に利用して製品等が廃棄物等になることを抑制するとともに、廃棄物等のうち有用なもの（循環資源）については適正な循環利用（再使用、再生利用、熱回収）を促進し、循環利用が行えない廃棄物等については適正に処分するという考え方を定着させ、できる限り天然資源の消費の抑制や環境負荷の低減を図り、循環型社会への転換を進めていくことが必要です。

長与町内事業者の皆様におかれましては、廃棄物の減量化やリサイクル及び適正処理をより一層進めていただくために、本手引きを有効に活用していただきますようお願い申し上げます。

## 1. 事業系ごみとは

営利・非営利の目的を問わず、事業所、作業所、店舗、商店（個人を含む）など事業活動に伴って生じた廃棄物は、すべて事業系ごみです。

事業系ごみには、事業を営むときに出るごみだけではなく、従業員や社員及び消費者がその事業所内で消費したごみも含まれます。



- 事業系ごみは、自己処理が原則です。
- 店舗兼住宅の場合は、店舗から発生するごみは「事業系ごみ」となります
- 事業系一般廃棄物は、自ら処理施設へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託して下さい。
- 産業廃棄物に該当するものについては、産業廃棄物許可業者へ委託して下さい。

## 2. 事業者の責務

ごみ処理は排出者（事業者）に責任があります。事業活動に伴って発生するごみは、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、排出事業者が責任をもって適正に処理をしなければならないと、法律等に定められています。

事業系ごみを収集運搬許可業者や処理業者へ委託した場合でも、その廃棄物が適正に処理されるまでの責任は排出事業者が負わなければなりません。

### ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努める。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

### ●長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

第4条 処理区域内の事業者は、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら適正に処理しなければならない。

### ●廃棄物の「不法投棄」や「野焼き」は犯罪です

【罰則】

◆事業者は、自己処理が原則ですが、ごみをみだりに投棄すると、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条の規定により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金、又はその併科に処せられます。

◆ごみを野外で焼却すると、不法投棄と同じく、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条の規定により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金、又はその併科に処せられます。

### 3. 長与町のごみ処理の現状

#### (1) 可燃ごみ排出量の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
生活系可燃ごみ	7, 005	6, 935	6, 932	7, 301	7, 175
事業系可燃ごみ	474	495	549	1, 118	1, 534
計	7, 479	7, 430	7, 481	8, 419	8, 709

平成27年4月から焼却施設（クリーンパーク長与）の稼働に伴い分別方法を変更し、これまでもやせないごみとして分別収集していた容器包装以外のプラスチックやゴム製品、革製品を可燃ごみとして収集を開始したことから「生活系可燃ごみ」が増加しています。

また、事業系ごみが平成26年度までに比べて2倍、3倍と増加しています。

#### (2) 可燃ごみ排出量の計画値

ごみ処理基本計画（平成27年度策定）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活系可燃ごみ	7, 199	7, 031	6, 861	6, 694	6, 526
事業系可燃ごみ	1, 103	1, 088	1, 073	1, 057	1, 042
計	8, 302	8, 119	7, 934	7, 751	7, 568

#### (3) 排出抑制に関する目標

平成32年度におけるごみの排出量を将来予測値より10%削減する目標を掲げています。生活系可燃ごみは年間で725 t、事業系可燃ごみは年間で116 t削減しなければなりません。

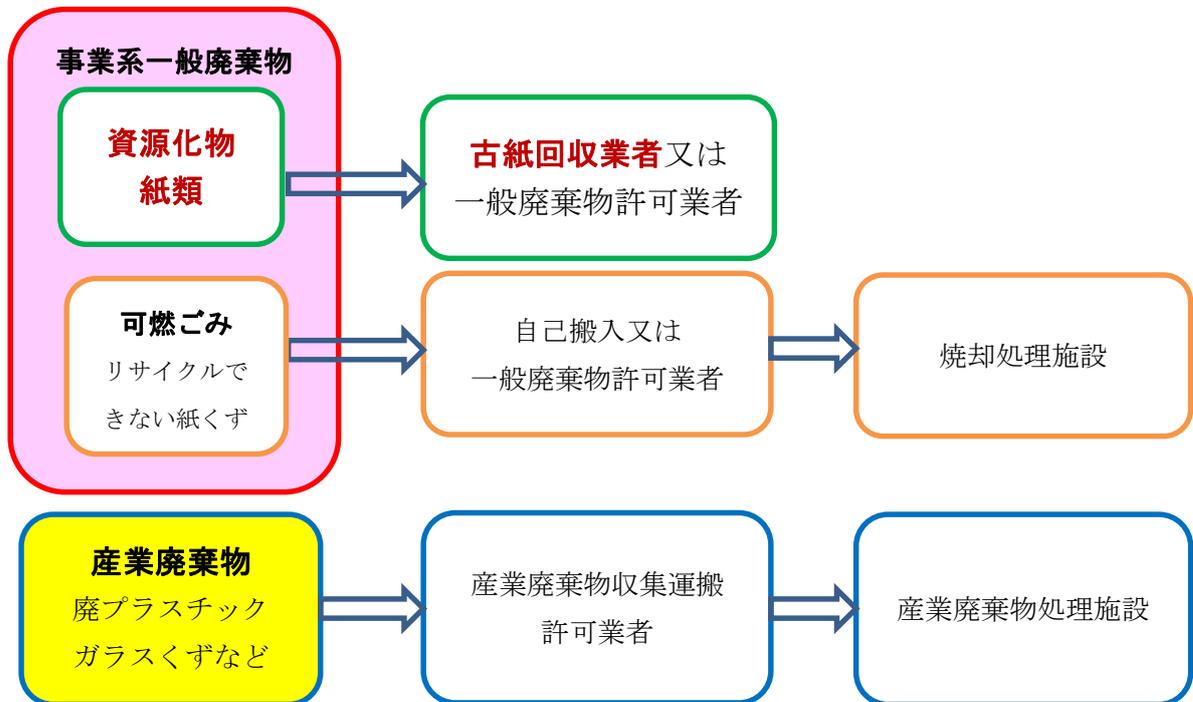
## 4. 適正処理

事業活動によって発生したごみは、「排出（分別）」、「収集・運搬」、「処理」の順に処理が行われます。

ごみを収集・運搬許可業者に委託した場合でも、そのごみが適正に処理されるまでの責任は、排出した事業者が負わなければなりません。

事業所内で発生した廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に適正に分別を行い、それぞれの収集運搬許可業者や処理業者へ委託して下さい。

また、一般廃棄物に該当する紙類にあつては、再生利用が可能な紙類が分別されずに可燃ごみとして排出されています。リサイクルが可能な紙類については、事業所内で適正に分別を行い、可燃ごみとして排出しないようにして下さい。



### (1) 一般廃棄物

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のものをいい、家庭から生じる生ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ及びし尿、浄化槽汚泥並びに事業活動から生じる廃棄物のうち、20種類の産業廃棄物以外のものをいいます。ただし、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等に該当するものは、特別管理一般廃棄物になります。

## (2) 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、法及び政令により定められた20種類及び輸入された廃棄物をいいます。(P12 参照)

(家庭から生じる一般廃棄物と同じ性状であって産業廃棄物に該当するものの例)

・家庭から排出される「弁当ガラ、食品トレイ、お菓子の袋など」のプラスチック製容器包装及びペットボトルは一般廃棄物として長与・時津環境施設組合の処理施設で受け入れています。しかし、事業所から発生するプラスチック製容器包装（ペットボトルを含む）は、消費者がごみ箱へすてたものでも全て産業廃棄物に該当します。また、飲食店等で消費された飲料用等のガラスびん及び食器類（金属類、陶磁器、プラスチック製など）も産業廃棄物に該当します。

## (3) 産業廃棄物を排出する際の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

産業廃棄物管理票（マニフェスト）とは、事業者が、ごみの処理の流れを把握するため、収集運搬又は処分業許可業者に対して交付するものです。排出事業者は、産業廃棄物を引き渡すたびに、廃棄物の種類ごと、運搬先ごとにマニフェストを交付する必要があります。

☆マニフェストの購入先

長崎県産業廃棄物協会 095-832-8620

## (4) 産業廃棄物と一般廃棄物の委託基準違反

産業廃棄物を一般廃棄物として排出（収集運搬委託を含む。）すると委託基準違反になります。また、産業廃棄物を処理する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付する必要があり、交付をせずに処理を委託した場合は、マニフェスト不交付引渡罪に該当し違法になります。

## 5. 受入基準

長与・時津環境施設組合の一般廃棄物処理施設で「受入ができる廃棄物」と「受入ができない廃棄物」について、主な品目を次のとおり掲げています。

詳細な分別方法については、別紙、「事業所から発生する廃棄物の分別早見表」を参考に分別を行ってください。

### (1) 長与・時津環境施設組合の処理施設で受入できるもの

品目	受入できる主な品目	排出時の注意点
紙くず (リサイクルできない紙)	使用済みティッシュ、カーボン紙、レシート、粘着紙、紙コップ、紙皿、紙製カップ麺容器など	産業廃棄物であるビニールやプラスチック類は混ぜないでください。
生ごみ	食品の食べ残し、売れ残り、調理くず、割り箸など	しっかり水切りをしてから排出してください。食品トレイ、ラップ、プラスチック製容器は産業廃棄物として処理をしてください。
布類	不要になった作業服や汚れを拭いた布など	水に濡らさないようにしてください。
草・木類	事業所の敷地内で除草した草、植木の剪定枝など	植木の剪定枝などは、長さ50cm以下に切ってから排出してください。
木製粗大ごみ	木製の椅子、机など	粗大ごみは、破砕機で処理を行いますので、生ごみなどとは混ぜないでください。

### (2) 長与・時津環境施設組合の処理施設で受入できないもの

種類	受入できない主な品目
産業廃棄物	食品トレイ、ビニール袋、プラスチック製品、ペットボトル、ガラスびん、陶磁器、金属類、建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた物)、食品製造業から発生する動植物性残渣など(P128 産業廃棄物の種類 参照)
感染性廃棄物	注射器、注射針、血液の付着したガーゼなどは、特別管理一般廃棄物
有害性廃棄物	蛍光管、乾電池、体温計、ガスボンベ、石油類、オイル、農薬、塗料、火薬、印刷用インクなど

## 6. 事業系一般廃棄物の処理方法

### (1) 一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託による処理

- ①長与町の許可業者であるか確認してください。
- ②一般廃棄物処理業者であっても、委託しようとする種類の一般廃棄物の処理がその事業範囲に含まれているものに委託すること。

#### 【委託基準違反の罰則】

- ・基準に違反した場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、以下の罰則が科されますので注意してください。
- ※無許可業者へ委託した場合：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併料
- ※処理を委託しようとする一般廃棄物が事業の範囲に含まれない許可業者に委託した場合：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併料

### (2) 長与・時津環境施設組合の施設へ自己搬入するときのごみ処理

- ①搬入できるごみの種類を確認し、**適正に分別**して下さい。  
施設によって受け入れるごみの種類が異なります。(P17 参照)
- ②搬入場所及び料金等を確認してください。
- ③持ち込む場合には、事前に施設へ電話連絡をしてください。

### (3) 食品廃棄物の再生利用【食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律】

- ①食品廃棄物等（法第2条第2項）  
食品が食用に供された後に、又は食用に供されず廃棄されたもの  
食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち  
食用に供することができないもの
- ②食品関連事業者（法第2条第4項）  
食品の製造、加工、卸売又は小売業として行う者をいう。  
飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者
- ③再生利用  
再生利用とは自ら又は他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料その他  
政令で定める製品の原材料として利用すること。
- ④登録再生利用事業者  
長崎県内には、登録再生利用事業者が3社登録されています。(P10参照)
- ⑤事業者及び消費者の責務  
事業者及び消費者は、食品の購入又は調理の方法の改善により食品廃棄

物等の発生の抑制に努めるとともに、食品循環資源の再生利用により得られた製品の利用により食品循環資源の再生利用を促進するように努めなければならない。

#### (4) ごみの減量化と資源化

クリーンパーク長与に持ち込まれる事業所ごみの中にはリサイクルできる紙類が大量に混入されています。紙類は大切な資源です。紙類については、許可業者か下記の古紙回収業者などに相談・確認してください。

##### ○リサイクルが出来る紙類

段ボール、新聞紙（チラシを含む）、雑誌、書籍、紙箱（商品の空き箱など）、オフィス古紙（コピー用紙、電算用紙、包装紙、名刺、パンフレット、封筒、厚紙、カタログ、紙袋、メモ用紙、カレンダー、ハガキなど）

個人情報等を含む機密文書（セキュリティーを十分担保できる専門の処理業者へ委託してください。）

##### ○リサイクルできない紙くず（焼却施設で処理）

使用済みティッシュ、カーボン紙、レシート、粘着紙、紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺容器、洗剤の紙箱など汚れがついた紙（生ごみが付着した紙、紙おむつなど）

##### ○食品廃棄物の登録再生利用事業者（平成 29 年 4 月 1 日時点 農林水産省）

事業者名	所在地	電話番号
有限会社 野口	長与町吉無田郷 892 番地 45 (大村市東大村 2 丁目 1654 番 7)	095-887-5288
平木工業 株式会社	長崎市三京町 2842 番地 1	095-850-5000
有限会社 サンハート	大村市宮代町 316 番地 1	0957-28-8218

- 注 ・処理を委託する場合、受け入れることができる原料（食品廃棄物等）が、各事業所で異なっています。必ず事前に電話でお問い合わせ下さい。
- ・上記の登録再生利用事業者は、平成 29 年 4 月 1 日時点で農林水産省が登録している事業者です。

◆一般廃棄物収集運搬許可業者

(P14 参照)

(随時更新されますので、長与町ホームページでご確認ください。)

## 7. ごみ減量化の方法

### (1) 3Rの推進

- ① 排出抑制：リデュース（ごみを出さない。）  
職場において仕事や工程を見直して、ごみを出さない工夫をする。
- ② 再使用：リユース（使用できるものは何度でも使用する。）  
使い捨て物品の使用は極力避けて、物を大切に繰り返し使用する。
- ③ 再資源化：リサイクル（資源として使用できるものは分別して排出する。）

### (2) 先ずは、一人ひとりができることから

事業所のごみを減らすことは、一人ひとりがごみ減量の意識をもって行動することです。その為には事業所自体の協力が必要です。

【取り組みの具体的事例】

- ・ 使い捨て用品は使用しない。（割り箸、紙コップなど）
- ・ マイバッグ、マイ箸、マイボトルなど繰り返し使えるものを使用する。
- ・ 詰め替え製品を使用する。

### (3) 事業所全体でごみ減量化に取り組む

- ・ 事業所の従業員の意識が醸成したら、次はさらにごみ減量の効果を上げるために、事業所全体で取り組む。
- ・ ごみを処理するには費用がかかります。ごみを減らすことで経費の削減にも繋がり、企業のイメージアップにもなります。

### (4) 分別の徹底

今までごみとして処分していたものの中には資源としてリサイクルできるものがたくさんあるはずです。再生利用できるものをきちんと分別することで経費の削減や売却による収入も期待できるはずです。

- ・ 先ず、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の分別を行う。  
（委託基準違反にならないかチェックする。）
- ・ 次にリサイクルできるもの、出来ないものを分別する。  
特に、リサイクルが可能な「紙類」は種類毎に分別しリサイクルしましょう。

## 8. 産業廃棄物の種類

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物  
下記の20種類を指します。

種 類	具 体 例
燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
汚泥	排出処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、メッキ汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥
廃油	鉱物性油、動植物性油、廃潤滑油、廃切削油、洗浄油、溶剤、廃エンジンオイル等
廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子化合物 <b>廃プラスチック(発泡スチロール、食品トレイ、ビニール袋、弁当容器、商品用容器包装プラスチック、ペットボトル、その他プラスチック製品等を含む。)</b>
ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等 <b>(事業所で使用する金属製の調理器具、スチール缶、アルミ缶等を含む。)</b>
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等 <b>(飲食店等で使用する食器等を含む。)</b> <b>(事業所で消費した飲料用・食用ガラスびん)</b>
鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、それらに類する不要物
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの

あらゆる事業活動に伴うもの

特定の事業活動に伴うもの	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの） パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、 印刷物加工業から生ずる紙くず
	木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材又は木製品製造業 （家具製品製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物 品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、貨物の流通の ために使用したパレット等
	繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣類その他繊維製品製造 業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造 かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に 係る固形状の不要物
	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿 ※ブリーダー等、畜産類似業から排出されるものも含まれます。
	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体 ※ブリーダー等、畜産類似業から排出されるものも含まれます。
	政令第2条第13号に定めたもの	上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記 産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固形物）

**9. 長与町一般廃棄物収集運搬許可業者一覧** (平成30年1月現在)

許可業者名	所在地	電話番号
北高清掃(有)	諫早市小長井町小川原浦 1007-2	0957-34-2079
(株)イケダ	大村市溝陸町 408-52	0957-53-0184
(有)豊栄商会	時津町左底郷 1279-9	095-886-8125
アスナロ環境(有)	長崎市鳴見台 1 丁目 55-10	095-840-4005
松尾 明義(松尾商会)	長崎市中里町 1413	095-839-1513
(有)宏栄クリーンサービス	長崎市三川町 800 番地 31	095-847-3303
(株)アイスタン	長崎市多以良町 523-1	095-850-8600
(有)野口	長与町吉無田郷 892 番地 45	095-887-5288
(株)新日本総業	長崎市諏訪町 5 番 13 号	095-856-7013
(有)環境産業	長崎市上戸石 2077 番地 1	095-830-1111
本田 勇	長崎市戸石町 681-37	095-838-4192
平木工業(株)	長崎市三京町 641 番地 1	095-850-5566
(有)池原清掃センター	長与町吉無田郷 1646 番地 45	095-883-7134
(株)西菱環境開発	長崎市三京町 2750 番地 1	095-893-6311
(有)クリーン田島	長与町高田郷 2258 番地	095-887-0578
(株)井石	長崎市浜口町1番 2 号	095-857-6311
(株)中央環境	長崎市西海町 2739 番地 4	095-884-3229
(株)シンコー	大村市東三城町 6 番地 1	0957-20-7373
(株)川口金属	長崎市東町 2369 番地	095-839-1024
シンコウ(有)	長崎市西海町 1765 番地 16	095-884-3528
(株)シーサイド城下町	時津町日並郷 3782 番地	095-881-7789
(有)九州創健	長崎市石神町 13-33	095-845-1129
琴海清掃(有)	長崎市長崎市長浦 1100 番地	095-885-2504
(有)サンビック	佐世保市大野町 86 番地 1	0956-26-1733
(株)ダイエイ	長崎市風頭町1番 29 号	095-893-6287
向 貴憲	長崎市琴海戸根町 1250-1	095-884-1120
(株)長崎リサイクルサービス	長崎市西海町 220 番地 1	095-884-1500
高野 多聞 (長崎清掃産業)	長崎市かき道 1 丁目 32-17	0957-48-2328
(有)長崎タイヤリサイクルセンター	長崎市さくらの里三丁目 1775 番地	095-850-5582
協業組合諫早リサイクルセンター	諫早市福田町 1137	0957-23-5353
怒和 直行	長崎市出来大工町 60 番	095-822-9768
川口 只義	諫早市多良見町山川内 23 番地 3	0957-44-1653

許可業者名	所在地	電話番号
(有)海野清掃産業	長崎市茂木町 1266 番地 3	095-827-5383
(株)メモリードサービス九州	長崎市大橋町 14 番 16 号	095-822-6769
五島 延之	長与町三根郷 52 番地 163	095-883-4826
女の都商店	長与町平木場郷 749 番地	095-887-4979
(株)ホクト	長崎市東町 1213-5	095-838-5765
三上 美砂絵 三上商事	長与町岡郷 1445 番地 3-102	090-7389-5500
北村 信一郎	長崎市西町 21 番 10 号	095-844-7833
志水 竜介 リサイクル	長崎市桜馬場 2-1-12 202	095-821-5252
(有)富士商会	佐賀県伊万里市南波多町笠椎 1346	0955-24-2155
國博興業(株)	長崎市城栄町 38-5	095-848-0722
山下産業(株)	長崎市三重町 964 番地 1	095-850-1811
本川 敦規 西日本リサイクル	長崎市滑石 3 丁目 27 番 2 号	095-865-6807
(株)長崎環境美化	長崎市住吉町 15-17	095-843-4649
(株)松本紙店	長崎市浜町 4 番 22 号	095-822-3971
(株)セイハウ開発	大村市植松 1 丁目 195 番 9	0957-52-1900
吉田 昇造 日昇	長崎市かき道 2 丁目 61 番 4 号	095-814-2433
(株)西日本ビルサービス	長崎市魚の町 2 番 26 号	095-827-5824
中山 和夫 LECCS	長崎市けやき台町 14-17	090-9360-6498
福祉生活協同組はいきいきコープ	長崎市淵町 5 番 15 号	095-894-8881
(株)日本医療環境サービス	長崎市京泊 2 丁目 8-40	095-850-8811
(有)西菱重機工業	時津町西時津郷 1000-162	095-882-9317
長崎便利代行サービス(株)	長崎市田中町 850 番地	095-832-0207
松尾 敏彦 リサイクルショップマツオ	長与町本川内郷 1 番地 1	095-883-1939
(有)菅原産業	諫早市多良見町東園 617	0957-43-2452
(株)モリテック	長与町吉無田郷 2030 番地 15	095-883-3034
(株)浜電気	長崎市浜町 2 番 7 号	095-823-6221
(株)一心多助	長与町岡郷 545 番地	095-883-4949
(株)クローバーサービス	時津町左底郷 1279 番地 9	095-886-8125
(株)Sky	長崎市八景町 11 番 18 号	095-822-6562
(有)浦川運送	長崎市岩屋町 19 番 16 号	095-856-8108

## 10. 事業系ごみに関するQ&A

Q 1: **事業系ごみは町で収集してくれないのか。**

A 1: 事業活動に伴って生じたごみは、一般廃棄物、産業廃棄物に関わらず事業者が自らの責任において適正に処理することが法律により定められています。

Q 2: **住居と店舗が同じ建物の場合、生活系ごみとしてごみステーションへ出してもよいか。**

A 2: 住居の分と店舗からの分は区別する必要があります。住居から発生するごみは、長与町のごみ収集カレンダーに従って排出してください。店舗から発生するごみは、事業系一般廃棄物となりますので許可業者に委託するか、自分で処理施設へ運搬してください。

Q 3: **事業系ごみをごみステーションに出したらどうなるのか。**

A 3: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条違反（不法投棄）となり、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科、法人の場合は3億円以下の罰金の対象となります。

Q 4: **事業所の従業員・社員が昼食時に買った弁当のプラ容器やペットボトル、ジュースの空き缶などを排出する場合の分別区分はどうすればよいか。**

A 4: 事業所内で従業員や社員が排出した弁当のプラ容器やペットボトル、缶、びんなども事業活動に伴う廃棄物に該当しますので産業廃棄物になります。

Q 5: **事業系ごみを許可業者に委託したが不適正な処理を行った場合、排出者にも責任はあるのか。**

A 5: ごみの収集運搬を許可業者に委託した場合でも、そのごみが適正に処理されるまでの責任は、排出した事業者が負わなければなりません。

また、産業廃棄物の処理を委託した場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を排出事業者が交付しなければなりません。

## 1.1. 事業系一般廃棄物の搬入場所及び連絡先

### (1) クリーンパーク長与 (ごみ焼却施設)

●受入できるもの : 可燃ごみ、可燃性粗大ごみ及び草木類

- ・住所 : 長与町齊藤郷 1073 番地
- ・電話番号 : 095-865-6477
- ・搬入時間 : 平日 8:45~16:00  
土曜 8:45~12:00  
祝日 搬入可(曜日のおり)

・休 み : 日曜日、年末年始

注: 自己搬入する場合は、事前に電話連絡をしてから搬入してください。

### (2) 時津クリーンセンター (リサイクル施設)

●受入できるもの : 不燃ごみ、資源ごみ、不燃性粗大ごみ等

- ・住所 : 時津町日並郷 2637 番地 1
- ・電話番号 : 095-882-3089
- ・搬入時間 : 平日 8:45~16:00  
土曜 8:45~12:00  
祝日 搬入可(曜日のおり)

・休 み : 日曜日、年末年始

注: 自己搬入する場合は、事前に電話連絡をしてから搬入してください。

## 1.2. 事業系一般廃棄物の処理に関する問い合わせ先

●長与町役場 住民環境課 環境係

住 所 : 長与町嬉里郷 659 番地 1

電話番号 : 095-883-1111 (代表)

F A X : 095-883-1591

E-mail : [kankyo@nagayo.jp](mailto:kankyo@nagayo.jp)